

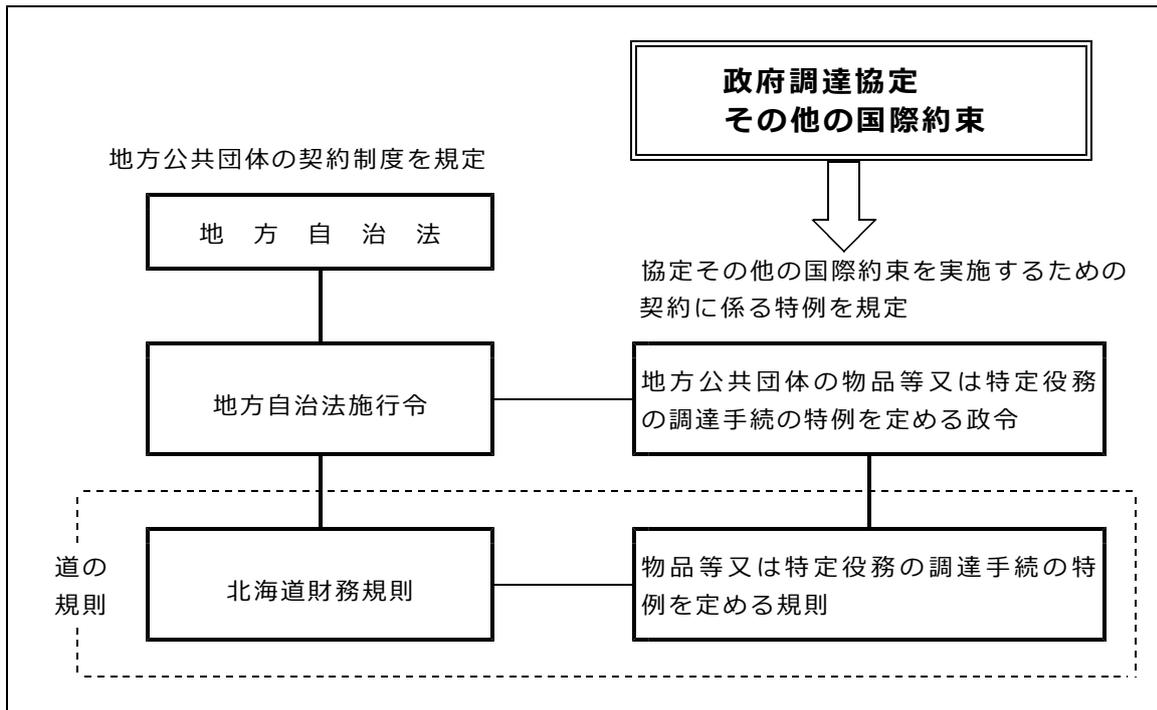
「北海道特定調達契約等苦情検討委員会」の概要

資料 1 - 1

項 目	内 容
委員会の設置根拠	1 北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例 2 「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条
委員会の所掌事項	1 特定調達契約等に関して申し立てられた苦情の検討 2 検討の結果に基づく報告書等の作成
委員会の概要	1 委員会の構成 委員5人以内で組織 2 委 員 長 委員の互選により決定 3 任 期 2年間（再任を妨げない） 4 委員会の成立 委員の1/2以上の出席で成立 5 議 決 出席委員の過半数
苦情申立ての処理手続（概要）	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">苦情申立人</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> ①契約の相手方となった者 (例) ②入札に参加した者（一般競争入札に参加した者など） ③入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">↑ 検討結果報告書等の送付</div> <div style="text-align: center;">↓ 苦情申立て（文書による）</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">苦情検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立（苦情）内容の検討等【受理した場合】 ・ 検討結果報告書の作成 ・ 是正案等の作成（必要と認める場合） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1) 新たな調達手続を実施 2) 調達条件を変えず再度調達 3) 調達を再審査 4) 他の供給者と契約締結 5) 契約を破棄 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 60%;"> <p>⇒ 申立ての却下 (申立の要件を満たさない場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①遅れて申立てが行われた場合 ②協定等と無関係な場合 ③軽微な又は無意味な場合 など </div> </div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>↓ 検討結果報告書等の送付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60%; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">発注機関 (道、地方独立行政法人)</p> </div> </div> </div> <p>○苦情申立ての事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定等に違反して物品の銘柄を指定して手続が行われた場合 ・ 協定等に違反して落札者を決定する手続が行われた場合 <p style="text-align: right;">など</p>

○苦情検討委員会における審議

苦情検討委員会は、苦情申立てがあった特定調達契約が次の協定や法令に違反していないかについて審議を行う。



○適用となる契約及び額（令和6年4月1日から令和8年3月31日までに締結する調達契約に適用）

区 分	額
(1) 物品等の調達契約	3,600万円
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約	27億2,000万円
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億7,000万円
(4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 ※	3,600万円

※ 特例政令に規定する特定役務の例

- ・ 自動車の保守及び修理のサービス
- ・ 金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- ・ 建築物の清掃サービス
- ・ 電子計算機サービス及び関連サービス
- ・ 航空運送サービス
- ・ クーリエ・サービス
- ・ 市場調査及び世論調査のサービス
- ・ 広告サービス
- ・ 出版及び印刷のサービス
- ・ 教育サービス
- ・ 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- ・ 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス

など

制定：平成 28 年条例第 19 号、一部改正：令和元年条例第 20 号

(設置)

第 1 条 道が締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約をいう。）及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が締結する契約であって同令第 1 条に規定する国際約束の適用を受けるもの（次条第 1 号において「特定調達契約等」という。）に関する苦情について検討を行うため、知事の附属機関として、北海道特定調達契約等苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定調達契約等に関して申し立てられた苦情について検討を行うこと。
- (2) 前号の検討の結果に基づき、報告書又は提案書を作成すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、地方公共団体が行う入札及び契約に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員の身分保障)

第 4 条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

特定調達契約等に関する苦情の処理手続

平成 8 年 8 月 30 日

告示 第 1337 号

改正 平成11年 9 月 7 日告示第1579号、平成15年 6 月17日告示第1109号、平成26年 4 月18日告示第318号、平成28年 4 月 1 日告示第259号、令和元年 7 月23日告示第503号

第 1 目的等

1 目的

この手続は、道が締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約をいう。）及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が締結する契約であって同令第 1 条に規定する国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受けるもの（以下「特定調達契約等」という。）について、協定等の規定に基づき、供給者が苦情を申し立てる場合に、当該苦情の申立ての検討を迅速かつ円滑に行うことを目的として定めるものとする。

2 定義等

- (1) この手続において「調達機関」とは、製品又はサービスの調達を行う全ての道の機関及び道が設立した地方独立行政法人をいう。
- (2) この手続において「供給者」とは、調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び提供を行うことが可能であった者をいう。
- (3) この手続に関して用いる言語は、日本語とする。
- (4) この手続における日数の計算については、特別の定めがある場合を除き、暦日によるものとする。この場合においては、期間の初日は算入せず、期間の末日の終了をもって期間の満了とする。ただし、期間の末日が北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「道の休日」という。）に当たるときは、期間はその翌日に満了するものとする。
- (5) この手続において文書等が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付して提出された場合には、その郵便物又は法第 2 条第 3 項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物等について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなすものとする。

第 2 北海道特定調達契約等苦情検討委員会等

1 北海道特定調達契約等苦情検討委員会

北海道特定調達契約等苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、特定調達契約等に関する供給者の苦情について、この手続に基づき、公平なかつ独立した立場から検討し、調達機関への提案等を行うものとする。

2 利害関係を持つ委員の参加

申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができないものとする。

第3 苦情の申立て等

1 苦情の申立て

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階にあっても、協定等のいずれかの規定に違反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができるものとする。この場合において、供給者は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に文書により申立てを行わなければならない。
- (2) (1)の苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。

2 協議による解決

- (1) 苦情を申し立てようとする供給者にあつては、苦情を申し立てる前に、当該調達を行った調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) 供給者が協定等の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨を申し出たときは、当該調達機関は、当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- (3) (2)の規定による協議は、供給者又は調達機関のいずれからも文書による通知によって終了させることができるものとする。
- (4) (3)の規定により協議が終了した結果、苦情が解決に至らなかった場合には、当該協議に要した期間は、1の(1)に定める苦情申立期間から除外するものとする。

第4 苦情への参加

苦情の申立てがあった場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加できるものとする。この場合において、当該苦情処理手続に参加を希望する供給者は、第5の6に定める公示後5日以内に、委員会に対し、参加の意思を参加の趣旨及び理由を明らかにした文書により通知しなければならない。

第5 苦情の検討の手続

1 関係調達機関への連絡

委員会は、第3の1の(1)の苦情の申立てのあったときは、直ちに当該苦情の申立てに係る文書の写しを関係調達機関に送付するものとする。

2 苦情の申立ての補正

委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができるものとする。

3 苦情の申立ての却下

委員会は、原則として、申立て後10日（道の休日を算入しない。）以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、文書により理由を付して却下することができるものとする。

- ア 遅れて申立てが行われた場合
- イ 協定等と無関係な場合
- ウ 軽微な又は無意味な場合
- エ 供給者からの申立てでない場合
- オ その他委員会による検討が適当でない場合

4 関係調達機関による却下の申出

関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、委員会に対し、文書により理由を付して却下すべき旨申し出ることができるものとする。

5 苦情申立期間に係る特例措置

- (1) 3のアの定めにかかわらず、苦情の申立てが遅れて行われた場合であっても、委員会は正当な理由があると認める場合には、当該申立てを受理することができるものと

する。

- (2) 調達機関が誤って第3の1の(1)に定める苦情申立期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情の申立てが行われたときは、当該苦情は、第3の1の(1)に定める苦情申立期間内に申し立てられたものとみなすものとする。

6 申立て受理の通知等

委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行うものとする。

7 参加受理の通知

委員会は、参加の通知が正当に行われたと認め、通知を受理した場合には、当該参加の通知を行った者（以下「参加者」という。）、苦情申立人、関係調達機関及び他の参加者に対しその旨を直ちに文書で通知するものとする。

8 契約締結又は契約執行の停止

- (1) 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後12日（道の休日を算入しない。）以内に速やかに文書で行うものとする。
- (2) 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行に停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行うものとする。
- (3) 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知するものとする。
- (4) 関係調達機関は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従うものとする。ただし、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合には、この限りでない。
- (5) (4)ただし書の場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付するものとする。
- (6) (4)ただし書の通知があった場合には、委員会は当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に文書をもって通知しなければならない。

9 検討

- (1) 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき苦情についての検討を行うものとする。
- (2) 関係調達機関は、(1)の説明、主張、文書の提出等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。ただし、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、この限りでない。
- (3) 委員会は、関係調達機関の説明、主張、文書の提出等が公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、関係調達機関に対し、公開しないことを条件として、説明、主張、文書の提示等をさせることができるものとする。
- (4) 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、この手続の定めるところにより苦情の検討を行うものとする。

- (5) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に委員会に出席し、意見又は報告の陳述を行うことができるものとする。
 - (6) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができるものとする。
 - (7) (6)の承認の申請は、当該承認を求める者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した文書により行わなければならないものとする。この場合においては、(8)の文書を添付しなければならない。
 - (8) (6)の代理人の権限は、文書により証明しなければならないものとする。この場合において、弁護士である代理人については、所属する弁護士会の名称及び事務所を記載しなければならない。
 - (9) (6)の代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理するものとする。
 - (10) 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができるものとする。
 - (11) (10)の承認の申請は、当該承認を求める者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した文書により行わなければならないものとする。
 - (12) 委員会は、(6)及び(10)の承認をいつでも取り消すことができるものとする。
 - (13) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができるものとする。ただし、委員会が傍聴させることが適当でないとは判断した場合は、この限りでない。
 - (14) 委員会は、その判断により、委員会に証人を出席させることができるものとする。
 - (15) 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができるものとする。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、当該意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人、参加者、関係調達機関その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
 - (16) 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができるものとする。
 - (17) 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し、識見を持つ技術者等から意見を聴くことができるものとする。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者（当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。）であってはならない。
- 10 苦情の申立て及び参加の通知の取下げ
- (1) 苦情申立人は、第3の1の(1)の規定による苦情の申立てをいつでも文書により取り下げることができるものとする。この場合において、委員会は、参加者及び関係調達機関に対し、遅滞なく、文書によりその旨を通知するものとする。
 - (2) 参加者は、第4の参加の通知をいつでも文書により取り下げることができるものとする。この場合において、委員会は、苦情申立人、関係調達機関及び他の参加者に対し、遅滞なく、文書によりその旨を通知するものとする。
- 11 関係調達機関の報告書
- (1) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の申立てに係る文書の写しが、当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し次の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
 - ア 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、入札書類その他の文書

イ 関連する事実及び判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

ウ 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報

- (2) 委員会は、(1)の報告書を受領後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に委員会に意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を文書により提出する機会を与えるものとする。この場合において、委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の内容を公開しないよう要請するものとする。

なお、委員会は、当該意見又は要望に係る文書を受領したときは、直ちに当該意見又は要望に係る文書の写しを関係調達機関に送付するものとする。

- (3) 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該者が提出した営業上の秘密情報（秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。）を公開しないものとする。

第6 検討の結果及び提案

1 検討結果報告書の作成

- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書（以下「検討結果報告書」という。）を作成するものとする。
- (2) 委員会は、検討結果報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定等の規定を違反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。
- (3) 委員が少数意見の公報を求めた場合には、委員会は少数意見を検討結果報告書に付記することができるものとする。

2 提案書の作成

委員会は、協定等に定める措置が実施されていないと認める場合には、次に掲げる事項のうち1以上を含む適切な是正案を提案するため、検討結果報告書とともに提案書を作成するものとする。

- ア 新たに調達手続を行うこと。
イ 調達条件は変えず、再度調達を行うこと。
ウ 調達を再審査すること。
エ 他の供給者を契約締結者とする事。
オ 契約を破棄すること。

3 調達に関する状況の考慮

委員会は、検討結果報告書及び提案書を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定等の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が道に与える負担、当該調達の緊急性、関係調達機関の業務に対する影響等当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4 提案

- (1) 委員会は、検討結果報告書及び提案書を作成したときは、直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付するものとする。
- (2) 関係調達機関は、原則として、関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。

なお、関係調達機関にあつては、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内）に理由

を付して委員会に報告しなければならない。

- (3) 委員会は、検討結果報告書及び提案書に関し、照会があった場合には、これに応じるものとする。

5 公正取引委員会等への通報

委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は不正行為の証拠を発見した場合には、公正取引委員会等に通報しなければならない。

第7 迅速処理

1 迅速処理の要請への対処

委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、2及び3の定めに基づき対処するものとする。

2 迅速処理の決定

委員会は、迅速処理の要請に係る文書を受領したときは、直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその決定の結果及びその理由を文書により通知しなければならない。

3 迅速処理が適用される場合の期限及び手続

- (1) 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6日（道の休日を算入しない。）以内に、第5の11の(1)に定める報告書を委員会に提出しなければならない。
- (2) 委員会は、(1)の報告書を受領したときは、直ちに苦情申立人及び参加者に対し当該報告書の写しを送付するものとする。
- (3) 苦情申立人及び参加者は、(2)の写しを受領したときは、受領した後5日以内に、委員会に意見又は(1)の報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を文書により提出することができるものとする。
- (4) 委員会は、(3)の意見又は要望に係る文書を受領したときは、直ちに当該意見又は要望に係る文書の写しを関係調達機関に送付するものとする。
- (5) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内）に、検討結果報告書及び提案書を作成するものとする。
- (6) 第6の定め（1の(1)の定めを除く。）は、迅速処理を行った場合に準用する。

第8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、特定調達契約等に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要について、定期的に公表するものとする。

第9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）について、当該調達を行った日の属する年度経過後5年間保存しなければならない。

第10 適用

この手続は、平成8年8月30日以後に申し立てられた苦情について適用する。

平成11年 8月30日
出納局長 決定

改正 平成26年 7月 3日、平成28年 4月 1日、令和元年 7月12日

特定調達契約等に関する苦情の処理手続の解釈・運用について
このことについて、平成 8年北海道告示第1337号(特定調達契約等に関する苦情の処理手続)の解釈・運用を次のとおり定める。

記

第 1 (目的等) 関係

- 1 2の(2)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で、次に掲げる者が含まれるものであること。
 - (1) 入札に参加した者(提供を行った者を除く。)
 - ア 一般競争入札に参加した者
 - イ 指名競争入札に参加した者
 - ウ 随意契約手続に何らかの対応をした者
 - (2) 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者
 - ア 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
 - イ 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
 - ウ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者
 - (3) 入札手続(随意契約を含む。)に間接的に参加する者
 - ア 入札参加者が輸入代理店又は販売代理店である場合には、調達する製品の製造元又はサービスの供給元である内外企業(外国企業又は調達における技術要件に関する事項に利害関係を有する者)
 - イ 入札手続において、仕様書の作成等に協力した者
- 2 この手続において文書等の提出が郵便又は信書便の送付により行われる場合にあっては、当該文書等の投函と同日にファクシミリ等で送付することを奨励するものであること。

第 4 (苦情への参加) 関係

「利害関係を持つすべての供給者」の解釈

特定調達契約等に関する苦情の処理手続は法律に基づくものではないので、参加の要件として訴訟上の利害関係を有することを求めているのではなく、調達手続について何らかの利害関係を有していれば足りるものであること。

第 5 (苦情の検討の手続) 関係

- 1 3に基づく苦情申立の却下については、10日間では判断困難なこともあり得るので、「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」を超えた場合も却下することができるものであること。
- 2 5の(1)の「正当な理由があると認める場合」とは、次のような場合をいうものであること。
 - (1) 天災に起因する場合
 - (2) 人為による異常な災害に起因する場合等その責めに帰することができない理由に起因する場合
 - (3) 調達機関の信義則に反する行為(不作為を含む。)に起因する場合
 - (4) その他調達機関の責に帰すべき理由に起因する場合
- 3 8の(4)の「緊急かつやむを得ない状況」の解釈
行政の執行に回復困難な支障が発生する可能性が時間的に切迫しているか又は継続中であるため、当該苦情の検討結果を待つ余裕のない状況をいうものであること。
- 4 9の(14)の「証人」の解釈
裁判における尋問に応ずべき義務のある証人とは異なり、当事者の主張を補足する「参考人」と解するものであること。

国等の苦情申立案件について

○政府調達苦情検討委員会（内閣府所管）

苦情申立日	令和5年10月2日	
苦情申立人	富士通Japan株式会社	
関係調達機関	国立大学法人 東京医科歯科大学	
購入等件名	病院情報管理システム 一式	
苦情の概要	入札手続について、不採用の取消し及び再度開札手続を行うことを調達機関に提案するよう求める。	
事案の概要	<p>令和5年1月23日 関係調達機関は、導入説明会を行った。</p> <p>令和5年4月25日 関係調達機関は、仕様書案説明会を行った。</p> <p>令和5年7月11日 関係調達機関は、入札公告を行った。</p> <p>令和5年9月4日 苦情申立人は、本件調達について入札した。</p> <p>令和5年9月22日 関係調達機関は、苦情申立人に対し、技術審査の結果、不採用となった旨を通知した。</p> <p>苦情申立人は、不採用の取消しを求め、関係調達機関と協議を行った。</p> <p>令和5年9月29日 苦情申立人は、関係調達機関と協議を行った。</p>	
苦情処理状況の概要	<p>令和5年10月2日 苦情申立人は、委員会に対して、申立を行った。</p> <p>令和5年10月16日 委員会は、申立ての受理を決定し、苦情申立人及び関係調達機関に対して、受理の通知を行った。</p> <p>委員会は、関係調達機関に対して、契約締結又は契約執行を停止すべきである旨の要請を行わないことを決定し、苦情申立人に対して、通知を行った。</p> <p>関係調達機関は、委員会に対して、報告書を提出した。</p> <p>令和5年10月24日 苦情申立人は、委員会に対して、報告書に対する意見を提出した。</p> <p>令和5年10月30日 第1回委員会</p> <p>令和5年11月1日 委員会は、苦情申立人に及び関係調達機関に対して資料提出を要求した。</p> <p>令和5年11月9日 苦情申立人に及び関係調達機関は、委員会に対して回答書及び意見陳述書を提出した。</p> <p>令和5年11月17日 第2回委員会 (苦情申立人及び関係調達機関が意見陳述を行った。)</p> <p>令和5年12月12日 第3回委員会</p> <p>令和5年12月22日 報告書作成し、苦情申立人及び調達機関に交付</p>	
争点	1	関係調達機関が、要求仕様を満たすものであるにもかかわらず、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたこと
	2	関係調達機関が、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とするに当たって、苦情申立人に疑義照会を行わなかったこと
	3	関係調達機関が、要求仕様項目数及び金額規模からしてもわずかな部分を理由として苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、失格処分としたこと
争点に係る主張	1	<p>○苦情申立人</p> <p>「PC2台導入すること」の要求仕様に対しては、対応可否として「○」をつけ、その上で、応札仕様としては1台のPC導入でも要求仕様を満たすことができるとして提案したものである。</p> <p>入札内容は、あくまでも1台でも対応可能であるとの提案をしたものであって、要求仕様そのものに対しては、対応可能と回答しているのであり、要求仕様を満たしていないものではない。</p> <p>したがって、要求仕様を満たしていないとしてなされた不採用、失格処分は、根拠がないにもかかわらず、苦情申立人を本件調達から排除するものであり、協定第12条第2項(a)に違反するものであり、取り消されるべきものである。また、当該処分は、苦情申立人を本件</p>

	<p>調達の落札者としないうことを意味するものに他ならず、第15条第5項(a)にも違反するものであり、取り消されるべきものである。</p> <p>○関係調達機関 「要求仕様」欄において、PCが2台必要であると明確に記載されているにもかかわらず、苦情申立人は、対応可否の欄に「○」とした上で、「弊社応札仕様」欄において、「PC1台導入致します。」「1台でのご提案を致します。」と記載している。「弊社応札仕様」欄は、対応が可能であることを根拠付ける仕様の記載をすることが想定されるものであるからPC2台との要求に対し、PC1台にて対応すると述べたとしか読めず、これについて疑義照会をする余地もない。</p> <p>2 ○苦情申立人 技術審査は、応札者の提案内容が仕様を満たしているかにつき、提出書類等だけでなく、応札者から十分な説明を受けて行うものとされているにもかかわらず、苦情申立人に対し、提案内容等に関する説明を受けるための疑義照会を実施しておらず、適切な手続が履践されずに実施されたものであることを示すものである。</p> <p>○関係調達機関 仕様書「技術的要件は、全て必須の要求要件である。」とされており、「2台導入すること」という要件は、技術的要件の一つとなっている。したがって、苦情申立人の提案が同要件を満たしていないことは文面上明らかであるから、事後的に同要件を満たす状況を作成するためには、苦情申立人から提出のあった書類を訂正して再提出してもらう以外に方法がない。 しかしながら、入札説明書において、入札の公正を確保するため、「一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。」とされていることから、苦情申立人が訂正して再提出することは認められない以上、疑義照会をする実益はなく、疑義照会をしていないことが不当であるとの苦情申立人の主張に理由はない。</p> <p>3 ○苦情申立人 15,000を超える要求仕様項目が存在する案件であるところ、苦情申立人の提案を不採用とし、入札を失格処分とした理由は、PC導入における1項目のみである。また、その金額規模も十数万円程度のPC1台分の問題であって、想定される予算規模数十億円のうち1%にも満たないわずかな部分である。 要求仕様項目のみを問題として、苦情申立人の提案を不採用とし、入札を失格処分とするのは、調達における透明性及び公平性を欠くものであり、また予算の効率的使用を損なうものであるとして、妥当なものとはいえない。 このような妥当とはいえない不採用、失格処分は、根拠がないにもかかわらず、苦情申立人を本件調達から排除するものであり、協定第12条第2項(a)に違反するものであり、取り消されるべきものである。また、当該処分は、苦情申立人を本件調達の落札者としないうことを意味するものに他ならず、第15条第5項(a)にも違反するものであり、取り消されるべきものである。</p> <p>○関係調達機関 要求仕様は全て満たされる必要があるものであるから、項目が全て満たされないならば不合格とされるのは当然であり、逆に、項目を満たしていないにもかかわらず合格とするならば、入札の公正を害することは明らかであり、それこそ透明性及び公正性を欠くものとして責任を問われることになる。 また、仮に苦情申立人を救済したとすれば、落札者から損害賠償請求される可能性があるため、そのような訴訟リスクを負ってまで入札の公正を害する行為を行うことができないことはいふまでもない。</p>
委員会の判断	<p>1 協定の適用について 関係調達機関は、「国立大学法人」に該当する。 調達は、「情報及びデータのオンラインでの処理」に該当し、その他のサービスに適用される基準額（13万SDR）を超える調達契約に係るもの。</p> <p>2 申立ての適法性について 処理手続「苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる」</p>

不採用、失格の通知を受けた日は、9月22日であり、10月2日に行われた本件申立ては、期限内に行われている。

3 争点について

(1) 争点1

苦情申立人は、協定第12条第2項(a)、第15条第5項(a)に違反すると主張するが、正しくは、基本的要件に適合したものであるにもかかわらず、落札の対象から除外されたとして、第15条第4項違反を主張すべきところである。

協定第12条第2項(a)は、第1項所定の調達機関が交渉を行うことができる場合に該当することを前提とするから、第1項を考慮する必要がある。同項により、交渉を行う権利が調達機関に与えられているが、行う義務は存在せず、交渉の前提となる第1項が充足されていない(すなわち交渉自体を行う事由が存在しない)状況で、第2項を主張することは認められない。

協定第15条第5項は、第4項所定の要件を満たすことを前提として規定しており、第4項所定の要件を満たす場合にはじめて第5項(a)に該当するかどうかの問題となることが明らかであるから、本件では第4項所定の要件該当性をまず検討しなければならないのであり、第5項(a)違反の主張も事案との整合性がない。

本件申立ては、適用条文の誤りにもかかわらず、委員会で取り上げることにした。

PC1台の提案でも要求仕様の趣旨目的を達成することができるという意味にとどまると考えることは、一般社会において普通に理解される内容であるということができる。

したがって、関係調達機関がこれと同様の認識の下に当該項目について苦情申立人から要求仕様を満たさない提案がされたものと認識して判断したことは、一般社会において普通に理解される内容と特に相違はないものと認められる。

苦情申立人の提案が要求仕様を満たさないとしてこれを不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とした措置が、協定に違反してるとまではいえない。

苦情申立人の主張を採用することはできない。

第十二条 交渉

1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。

(a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示した場合

(b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合

2 調達機関は、次のことを行う。

(a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。

第十五条 入札書の取扱い及び落札

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(2) 争点2

(1)によれば、争点2についての苦情申立人の主張もその前提を欠き、採用することはできない。

(3) 争点3

苦情申立人の主張の実質は、苦情申立人の入札が調達手続における要求仕様項目の1つだけを満たさないことを理由に不採用とすることは妥当性を欠くというにすぎず、協定の具体的な条項を挙げてその違反を主張するものとはいえない。

4 結論

苦情は、その全部が認められない。調達の手続は協定等の規定に違反して行われたものとはいえない。

5 付言

本件の事案及び審議過程に鑑み、審議を通じて明らかとなった改善が望まれる点を指摘し、協定第10条等を踏まえて適切な運用が行われるように提言することとした。

協定は、技術仕様書について調達機関に完全な決定裁量を与えておらず、むしろ、必要以上に障壁とならないようにする配慮義務を求めているとする意見が出された。この意見は、次のとおり指摘する。本件において、PC2台を要求することが「不必要な障害」に該当する場合（1台でも同じ機能が発揮できるにもかかわらず2台を要求する場合）には、2台を要求すること自体が協定に違反する可能性もある。

また、協定第15条第4項の「基本的要件」に関し、本来的には「必須要件」や「重要な要件」と訳されてよい語が用いられていることから、PC2台が「重要な要件」に該当するのであればPC1台の提案はこれに適合しないとして否定することが認められるが、そうでなければ必ずしも適合しないとはいえないから、調達機関が要求仕様とするPC2台が「重要な要件」であり、それに適合することを求めることが「不必要な障害」でないことを、調達機関が示すことが本来的には求められていると指摘する。

関係調達機関は、仕様書において要求仕様を定めるに当たっては、専門技術的知見を踏まえて要求仕様を決定することのみならず、当該要求仕様を決定した趣旨について、入札説明書の記載だけでなく、入札に先立ちより明確な説明を行うなど、適切な措置を採ることが望まれるといえよう。

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

- 1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。
- 3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

報 告 書

令和 5 年 12 月 22 日

政府調達苦情検討委員会

政府調達苦情検討委員会は、「検委事第22号」について
本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

令和5年12月22日

政府調達苦情検討委員会委員長

高世 三郎

(別紙)

検委事第22号

報 告 書

東京都港区東新橋1丁目5番2号

苦情申立人

代表取締役社長

代理人 弁護士

富士通Japan株式会社

長 堀 泉

藤 平 真 吾

山 本 晋 之 介

東京都文京区湯島1丁目5番45号

関係調達機関

国立大学法人東京医科歯科大学

学長

代理人 弁護士

田 中 雄 二 郎

清 水 幹 裕

溝 内 健 介

清 水 光

内 田 雅 人

第1 苦情申立人及び関係調達機関の求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「病院情報管理システム 一式」の調達（以下「本件調達」という。）に係る入札手続について、不採用の取消し及び再度開札手続を行うことを関係調達機関に提案するよう求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）は、認められない。

第2 事案の概要

- 1 令和5年1月16日、関係調達機関は、本件調達の資料提供招請公告を行った。
- 2 令和5年1月23日、関係調達機関は、導入説明会を行った。
- 3 令和5年4月17日、関係調達機関は、仕様書案に対する意見招請公告を行った。
- 4 令和5年4月25日、関係調達機関は、仕様書案説明会を行った。
- 5 令和5年7月11日、関係調達機関は、入札公告を行った。
- 6 令和5年9月4日、苦情申立人は、本件調達について入札すべく、入札書、技術仕様書、その他必要な書類一式を関係調達機関に提出し、入札した。
- 7 令和5年9月22日、関係調達機関は、苦情申立人に対し、技術審査の結果、不採用となった旨を通知した。
- 8 令和5年9月22日、苦情申立人は、不採用の取消しを求め、関係調達機関と協議を行った。
- 9 令和5年9月29日、苦情申立人は、関係調達機関と協議を行った。
- 10 令和5年10月2日、苦情申立人は、政府調達苦情検討委員会

- (以下「委員会」という。)に対して、本件申立てを行った。
- 11 令和5年10月5日、関係調達機関は、委員会に対して、本件申立てを却下すべきである旨の申出を行った。
 - 12 令和5年10月16日、委員会は、本件申立ての受理を決定し、苦情申立人及び関係調達機関に対して、受理の通知を行った。
 - 13 令和5年10月16日、委員会は、関係調達機関に対して、契約締結又は契約執行を停止すべきである旨の要請を行わないことを決定し、苦情申立人に対して、通知を行った。
 - 14 令和5年10月16日、関係調達機関は、委員会に対して、報告書を提出した。
 - 15 令和5年10月17日、委員会は、本件申立てを受理した旨の官報公示を行った。
 - 16 令和5年10月24日、苦情申立人は、委員会に対して、報告書に対する意見を提出した。
 - 17 令和5年11月1日、委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対して資料提出を要求した。
 - 18 令和5年11月9日、苦情申立人及び関係調達機関は、委員会に対して回答書及び意見陳述書を提出した。

第3 争点及び争点に係る主張

本件申立ての争点は、大別すると、

- 1 関係調達機関が、要求仕様を満たすものであるにもかかわらず、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたことについて
- 2 関係調達機関が、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とするに当たって、苦情申立人に疑義照会を行わなかったことについて
- 3 関係調達機関が、要求仕様項目数及び金額規模からしてもわずかな部分を理由として苦情申立人の技術仕様書の提案を不採

用とし、入札を失格処分としたことについて
であり、これらの争点に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、要約すると以下のとおりである。

1 関係調達機関が、要求仕様を満たすものであるにもかかわらず、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたことについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 苦情申立人が入札のために提出した総合評価のための書類のうち不採用の理由として指摘されている項目は、「61. 部門システム (ハードウェア) 61-1-8 テスト用デスクトップ端末 61-1-8-1」であり (以下、この項目を「当該項目」という。)、
「テスト用端末はデスクトップPC 2台導入すること」の要求仕様である。

イ 当該要求仕様に対しては、苦情申立人は、対応可否として「○」をつけ、その上で、応札仕様としては1台のPCの導入でも要求仕様を満たすことができるとして、1台のPC提供を提案したものである。つまり、苦情申立人としては、あくまで要求仕様の文言通り、PC 2台の対応も可能であり、また実質的にはPC 1台でも対応できる旨を回答したものである。苦情申立人が入札に際し入札書及び総合評価のための書類とともに提出した参考見積書においてデスクトップPC 2台分の費用が計上されていることや、意見招請時の対応 (「2. B. 性能・機能に関する要件」61-1-8-1「テスト用端末はデスクトップPC 2台導入すること」との要求仕様について、特に意見を付さずに関係調達機関に提出している) にも鑑みれば、苦情申立人の技術仕様書の提案が要求仕様を満たしていることは、文面上も明らかであると言える。

ウ これに対し、関係調達機関は、当該苦情申立人の入札内容やその趣旨を確認するような疑義照会を行うことなく、要求仕様を満たしていないとして、令和5年9月22日に苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分とした。

エ しかしながら、当該苦情申立人の入札内容は、あくまでも1台でも対応可能であるとの提案をしたものであって、本件調達の要求仕様そのものに対しては、対応可能と回答しているものであり、要求仕様を満たしていないものではない。

オ したがって、要求仕様を満たしていないとしてなされた関係調達機関による不採用、失格処分は、根拠がないにもかかわらず、苦情申立人を本件調達から排除するものであり、政府調達に関する協定を改正する議定書(以下「改正協定」という。)第12条第2項(a)に違反するものであり、取り消されるべきものである。また、当該処分は、苦情申立人を本件調達の落札者としなないことを意味するものに他ならず、改正協定第15条第5項(a)にも違反するものであり、取り消されるべきものである。

(2) 関係調達機関の主張

ア 苦情申立人は、要求仕様を満たすものであるにもかかわらず、関係調達機関が苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたと主張する。

イ しかし、「要求仕様」欄において、「テスト用端末はデスクトップ2台導入すること」とPCが2台必要であると明確に記載されているにもかかわらず、苦情申立人は、対応可否の欄に「○」とした上で、「弊社応札仕様」欄において、「テスト用端末はデスクトップPC1台導入致します。」「1台

でのご提案を致します。」と記載している。「弊社応札仕様」欄は、対応が可能であることを根拠付ける仕様の記載をすることが想定されているものであるから、デスクトップPC 2台との要求に対し、デスクトップPC 1台にて対応すると述べたとしか読めず、これについて疑義照会をする余地もない。

ウ 実質的にみても、関係調達機関がテスト用端末を2台必要とし、これを必須の要求要件としたのは、医科と歯科が別々の建物にあり、診療報酬体系も全く別物であることから、それぞれ別個の場所で別の人間が入力する必要があるためである。苦情申立人の「実質的にPC 1台でも対応できる」という主張は、関係調達機関の要求に全くそぐわず、関係調達機関からの本件調達に係る説明を理解していればなされるはずがないものであるから、後付けの不合理な弁解であることは明らかである。なお、苦情申立人は、「意見招請時は医科と歯科用の2台提案でした」と記載しているが、そもそも、苦情申立人からそのような提案があった事実はない。

エ 苦情申立人は、参考見積書においてデスクトップ2台分の費用を計上していることは明らかであると主張するが、参考見積書は、予定価格を作出するために用いられるものであって、参考見積書と入札書は全く目的が異なる別物であることから、参考見積書への記載をもって、「要求仕様に合致したデスクトップPC 2台導入する旨の入札内容を提示している。」との苦情申立人の主張は理由がない。

2 関係調達機関が、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とするに当たって、苦情申立人に疑義照会を行わなかったことについて

(1) 苦情申立人の主張

ア 関係調達機関は、苦情申立人の提案の内容やその趣旨を確認するような疑義照会を行うことなく、要求仕様を満たしていないとして、令和5年9月22日に苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分とした。

イ そして、国立大学法人東京医科歯科大学大型設備等調達要領（以下「本件調達要領」という。）第7条第1項においては、技術審査は、応札者の提案内容が仕様を満たしているかにつき、提出書類等だけでなく、応札者から十分な説明を受けて行うものと規定されているにもかかわらず、本件調達においては、苦情申立人に対し、提案内容等に関する説明を受けるための疑義照会を実施しておらず、したがって、関係調達機関による苦情申立人の提案の不採用、入札の失格処分が適切な手続が履践されずに実施されたものであることを示すものである。

ウ なお、本件調達では、入札説明書記載の通り、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項（以下「本件調達要項」という。）が適用される案件であるところ、本件調達要項第6条により政府調達の仕様策定に係る「仕様策定委員会」が設置されることになっており、また「仕様策定委員会」は、本件調達要領第3条第1項で規定されている、という本件調達要項及び本件調達要領の関係からすれば、本件調達のような政府調達の仕様策定・技術審査においては、本件調達要項だけにとどまらず、本件調達要領も適用されるものである。

(2) 関係調達機関の主張

ア 苦情申立人は、関係調達機関が苦情申立人の提案の内容やその趣旨を確認するような疑義照会を行うことなく、要

求仕様を満たしていないとして苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたと主張する。

イ しかし、関係調達機関が苦情申立人に疑義照会を行わなかったのは、以下述べるとおり、入札手続において公平を期すためであり、この主張にも理由はない。

ウ まず、総合評価基準 2. (1) ②において、落札者の条件として、「入札機器の性能等が「仕様書」で指定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしていること」が謳われている。

エ 仕様書 I. 3 (2) において、「技術的要件は、全て必須の要求要件である。」とされており、「テスト用端末はデスクトップ 2 台導入すること」という要件は、技術的要件の一つとなっている。したがって、上記のとおり、苦情申立人の提案が同要件を満たしていないことは文面上明らかであるから、事後的に同要件を満たす状況を作成するためには、苦情申立人から提出のあった総合評価のための書類を訂正して再提出してもらう以外に方法がない。

オ しかしながら、入札説明書の I. 5. (3) ⑤において、入札の公正を確保するため、「一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。」とされていることから、苦情申立人が書類を訂正して再提出することは認められない。上記のとおり、同要件を満たしていないことは文面上明らかであり、これを訂正して再提出することが認められない以上、疑義照会をする実益はなく、疑義照会をしていないことが不当であるとの苦情申立人の上記主張に理由はない。

- 3 関係調達機関が、要求仕様項目数及び金額規模からしてもわずかな部分を理由として苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたことについて

(1) 苦情申立人の主張

- ア 本件調達は、15,000を超える要求仕様項目が存在する案件であるところ、関係調達機関が苦情申立人の提案を不採用とし、入札を失格処分とした理由は、P Cの導入における1項目のみである。また、その金額規模も十数万円程度のP C 1台分の問題であって、想定される予算規模数十億円のうち1%にも満たないわずかな部分である。
- イ 本件調達においては、除算方式が採用されており、また関係調達機関からも物理サーバを極力削減するような要望がなされていることからしても、コスト削減が求められているものであり、さらに政府調達においては公益性と国庫の適切な予算措置が求められている。
- ウ 苦情申立人は、本件調達において約48億円の参考見積の提示とともに入札したが、仮に他社が苦情申立人の入札価格を大きく超えるような多額で入札しているような場合には、要求仕様項目数及び金額からしてもわずかな部分を問題として、数億円を超えるような多額の損失を関係調達機関が被ることになりうるものである。
- エ したがって、このような状況において、上記要求仕様項目のみを問題として、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分とすることは、政府調達手続に関する運用指針第9項(4)及び物品に係る政府調達手続について(運用指針)第9項(3)で定められる調達における透明性及び公平性を欠くものであり、また予算の効率的使用を損なうものであるとして、妥当なものとはいえない。そして、このような妥当とはいえない関係調達機関による不採用、失格処分は、根拠がないにもかかわらず、苦情申立人を本件調達から排除するものであり、改正協定第12条第2項(a)に違反するものであり、取り消されるべきものである。また、

当該処分は、苦情申立人を本件調達の落札者としないことを意味するものに他ならず、改正協定第15条第5項（a）にも違反するものであり、取り消されるべきものである。

（2）関係調達機関の主張

ア 苦情申立人は、関係調達機関が要求仕様項目数及び金額規模からしてもわずかな部分を理由として苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたと主張する。

イ しかし、要求仕様は全て満たされる必要があるものであるから、項目が全て満たされないならば不合格とされるのは当然であり、逆に、項目を満たしていないにもかかわらず合格とするならば、入札の公正を害することは明らかであり、それこそ政府調達手続に関する運用指針第9項（4）及び物品に係る政府調達手続について（運用指針）第9項（3）に定められた透明性及び公正性を欠くものとして関係調達機関が責任を問われることになる。そもそも、人命を左右しかねない病院情報管理システムにおいては精緻なシステム構築が必須であり、プログラミング上で1文字でもミスがあればシステムが作動せず、重大な問題を引き起こす可能性があることを考えれば、「1項目のみ、わずかな部分」との主張は理解し難い。厳正に行われるべき入札手続において、苦情申立人が「間違いがあってもわずかな部分であれば許される」と考えているのだとすれば、そのような考え方自体が入札手続に参加しようとする者として適切でないといわざるを得ない。また、仮に苦情申立人を救済したとすれば、関係調達機関としては、正当な手続を経て落札者となった日本アイ・ビー・エム（株）から損害賠償請求される可能性があるものであり、そのような訴訟リスクを負ってまで入札

の公正を害する行為を行うことができないことはいうまでもない。

ウ 以上のとおり、苦情申立人の上記主張には理由がなく、技術審査の結果、苦情申立人を不合格としたことが改正協定第12条第2項（a）又は改正協定第15条第5項（a）に反するとの苦情申立人の主張には理由がない。

第4 提出資料

1 苦情申立人

令和5年10月2日付け	政府調達苦情申立書
令和5年10月13日付け	政府調達苦情申立書の補足資料・証拠の説明資料
令和5年10月24日付け	「苦情に係る調達に関する報告書」等に対する意見
令和5年11月9日付け	質問に対する回答書
令和5年11月9日付け	苦情申立人の意見陳述書

2 関係調達機関

令和5年10月5日付け	政府調達苦情申立てを却下すべき旨の申出書
令和5年10月16日付け	苦情に係る調達に関する報告書
令和5年10月30日付け	苦情に係る調達に関する資料要求に対する回答書①
令和5年11月9日付け	苦情に係る調達に関する資料要求に対する回答書②
令和5年11月9日付け	苦情に係る調達に関する意見陳述書

第5 委員会における検討

委員会は、苦情申立人の令和5年10月2日付け本件申立てに

ついて、10月16日に受理し、10月17日に本件申立てを受理した旨
公示した。

令和5年10月30日に委員会を開催し、検討を開始した。

委員会での検討経過

第1回 令和5年10月30日

第2回 令和5年11月17日

(苦情申立人及び関係調達機関が意見陳述を行った。)

第3回 令和5年12月12日

第6 委員会の判断

1 改正協定の適用及び委員会の目的について

関係調達機関は、改正協定附属書I付表3のB群に掲げる機関「国立大学法人」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件調達は、同付表5の「情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）」に該当し、同付表3の、その他のサービスに適用される基準額である13万特別引出権を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第3条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性（本件申立てが期限内に行われたか）について

政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定。以下「処理手続」という。）5.(1)によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、政府調達協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てること

ができる」とされている。

本件申立ては、苦情申立人が委員会に提出した、令和5年10月2日付けの政府調達苦情申立書により行われている。技術審査の結果として、苦情申立人が関係調達機関から不採用、失格の通知を受けた日は、同年9月22日であり、同年10月2日に行われた本件申立ては、期限内に行われていることから、適法である。

3 争点について

関係調達機関は、病院情報管理システムを調達内容とする一般入札を実施し、入札書とともに総合評価のための書類として入札機器の技術仕様書を提出することを求め、そのうち「61. 部門システム (ハードウェア) 61-1-8 テスト用デスクトップ端末 61-1-8-1」の項目について「要求仕様」として「テスト用端末はデスクトップPCで2台導入すること。」を求めた。苦情申立人は関係調達機関に対して入札書とともに総合評価のための書類として当該項目に係るものを含む表を提出したが、この表は、左側に「要求仕様」欄を、右側に「弊社応札仕様」欄をそれぞれ設けた対比表形式のものとし（これは、入札説明書別紙1の「2 総合評価のための書類」の「(1) 入札機器の技術的仕様書」の項の指示に沿った形式である。）、両欄の間に「対応可否」欄を設けたものであった。苦情申立人は、当該項目について、「要求仕様」欄に上記のとおり要求仕様を記載し、「対応可否」欄に「○」を付けた上で「弊社応札仕様」欄に「テスト用端末はデスクトップPCで1台導入致します。意見招請時は医科と歯科用の2台提案でしたが、1台でのご提案と致します。」と記載して入札をした。これに対し、関係調達機関は、技術審査の結果、苦情申立人に対し、当該項目についての要求仕様を満たしていないと判断して不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とし

た。これに対し、苦情申立人は、「要求仕様」欄の右隣の「対応可否」欄に「○」を付けたことにより、要求仕様を受け入れることを示していること、そのうえで、「弊社応札仕様」欄に上記のとおり記載してデスクトップPC 1台でも対応することができる旨の提案をしたものであること、したがって、関係調達機関が当該項目についての要求仕様を満たしていないとして不採用としたことは、根拠がなく、改正協定に違反すると主張して本件申立てをした。

- (1) 争点1 「関係調達機関が、要求仕様を満たすものであるにもかかわらず、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたこと」について

苦情申立人は、①技術仕様書の提案が要求仕様を満たすのに、関係調達機関が根拠なくこれを不採用とし、入札を失格処分としたことは、②改正協定第12条第2項(a)、第15条第5項(a)に違反すると主張する。上記①どおりであるとすれば、②の各条項ではなく改正協定第15条第4項に違反することとなることは後記のとおりである。これに対し、③仮に苦情申立人がPC 2台の導入が不当だととらえているのであれば、改正協定が技術仕様書について調達機関に完全な決定裁量を与えておらず、むしろ、必要以上に障壁とならない配慮義務を求めていることを理由に、PC 2台を要求すること自体が調達に対する不当な制限であることになって、④第10条第1項にいう技術仕様の問題として構成する余地があったことを指摘する意見があった。また、⑤同条第3項所定の場合に該当する可能性があり、その場合には入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきこととなることを指摘する意見もあった。

③及び④（同条第1項違反）並びに③及び⑤（同条第3項違反）は、苦情申立人が主張していないため委員会の審査の対象外であるが、委員会の審議の一端を紹介し改正協定の理解が深まることを期待する次第である。

争点1は、関係調達機関が、総合評価のための書類のうち入札機器の技術仕様書の当該項目についての要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕様」欄に記載した提案が要求仕様を満たさないとしてこれを不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とした措置が、改正協定に違反するといえるかどうかである。

苦情申立人は、関係調達機関の上記措置が根拠なく本件調達から苦情申立人を排除するものであるとして改正協定第12条第2項(a)、第15条第5項(a)に違反すると主張するが、正しくは、基本的要件に適合したものであるにもかかわらず、落札の対象から除外されたとして、改正協定第15条第4項違反を主張すべきところである。

改正協定第12条第2項(a)は、同条第1項所定の調達機関が交渉を行うことができる場合に該当することを前提とするから、同条第2項(a)を単独で理解すべきものではなく、同条第1項を考慮する必要がある。本件においては同条第1項各号の要件該当性が認められない。同項により、交渉を行う権利が調達機関に与えられているが、行う義務は存在せず、交渉の前提となる第1項が充足されていない（すなわち、交渉自体を行う事由が存在しない）状況で、第2項を主張することは認められない。第15条第5項は、同条第4項所定の「入札書は（中略）開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、」という要件を満たすことを前提として、「契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、（中略）評価基準のみに照ら

して次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする」と規定しており、同条第4項所定の要件を満たす場合にはじめて同条第5項(a)に該当するかどうかの問題となることが明らかであるから、本件では同条第4項所定の要件該当性をまず検討しなければならないのであり、同条第5項(a)違反の主張も事案との整合性がない。

苦情申立人の主張は、総合評価のための書類のうち入札機器の技術仕様書の当該項目についての要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕様」欄に記載した提案が関係調達機関の要求仕様を満たすものであり、自らの入札が関係調達機関の要求仕様を満たすものであることを前提とし、それにもかかわらず関係調達機関が苦情申立人の入札を失格処分とした措置が本件調達から根拠なく苦情申立人を排除するものであり、適用されるべき改正協定の正しい特定の条項に違反するとするものであるから、この問題構造においては、総合評価のための書類のうち入札機器の技術仕様書の当該項目についての要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕様」欄に記載した提案が関係調達機関の要求仕様を満たすものであるかどうか、苦情申立人の入札が関係調達機関の要求仕様を満たすものであるかどうかの判断が必要不可欠である。この苦情申立人の主張に理由がなければ、関係調達機関が苦情申立人の入札を失格処分とした措置が本件調達から根拠なく苦情申立人を排除するものであるとはいえないことになるからである。これは改正協定第15条第4項違反の問題である。本件申立ては、問題の構造を正しくとらえており、委員会の審議判断の実際上の要となる点を摘示しているから、適用条文の誤りにかかわらず、処理手続2の(2)所定の場合に該当するといえることができ、委員会で取り上げることとした。

争点1に関する苦情申立人及び関係調達機関の主張は、次のとおりである。

苦情申立人は、①当該項目について要求仕様に対する「対応可否」欄に「○」を付けたことにより、PC 2台の対応も可能である旨を回答したものであり、そのうえで、応札仕様としては1台のPCの導入でも要求仕様を満たすことができるとして、1台のPCの提供を提案したものであること、②入札機器の技術仕様書は、入札説明書の別紙1第2項(1)にあるとおり、調達機関の仕様を左側、応札者が提案する仕様を右側とした対比表形式とすることを除き具体的な様式が指定されていないところ、提出した入札内容において、要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載のみならず、要求仕様と異なる提案内容を記載することも想定して「弊社応札仕様」欄を設けたものであること、③入札時に提出した参考見積書においては、参考見積書6-31「CITA管理者用端末」の数量を「2」としており、デスクトップPC 2台分の費用を計上していることや、意見招請時の対応からすれば、入札内容において要求仕様に合致したデスクトップPC 2台導入する旨の入札内容を提示していることは明らかであること、以上のとおり主張する。上記①の主張の趣旨は、当該項目について「対応可否」欄に「○」を付けたことにより、PC 2台の対応も可能である旨を回答したことが表示されており、これがその客観的意義であって、客観的解釈としては関係調達機関のように読むことはできないというにある。

関係調達機関は、④「要求仕様」欄において、「テスト用端末はデスクトップPCで2台導入すること」とPCが2台必要であると明確に記載されているにもかかわらず、苦情申立人は対応可否の欄に「○」とした上で「弊社応札仕様」欄において「テスト用端末はデスクトップPC 1台導入致します。」

「1台でのご提案を致します。」と記載しており、入札説明書別紙1の「2 総合評価のための書類」の「(1) 入札機器の技術的仕様書」の項の指示内容に鑑みれば、「弊社応札仕様」欄は対応が可能であることを根拠付ける仕様の記載をすることが想定されているものであるから、当該項目についての上記記載はデスクトップPC2台との要求に対し、デスクトップPC1台にて対応すると述べたとしか読めないこと、⑤参考見積書は予定価格を算出するために用いられるものであり、当該項目について苦情申立人の提案が要求仕様を満たすかどうかの判断は、総合評価のための書類のうち技術仕様書の記載によって行われることとされているのであって、両者は全く目的が異なる別物であること、以上のとおり主張する。

苦情申立人の上記対応可否の回答及び提案の意味内容の確定は、民法では法律行為の解釈、意思表示の解釈として論じられる。この点に関する伝統的な通説（客観的解釈説）は、次のとおりである。意思表示の解釈とは、表示行為の有する社会的意味を客観的に明らかにすることである。表意者の内心の意思がどうであったかを問題とせず、表示行為の社会的意味の解明は、表示行為が慣習や条理などに照らして当該事情の下で一般社会においてどのように理解されることが普通かという観点から行われる。この立場は、取引安全の保護と相手方の信頼の保護、当事者の帰責性を重視する。他人がうかがい知ることのできない表意者の内心の意思に従って表示行為の内容を決めると、表示を信頼することができなくなり、相手方や第三者が不利益を被るおそれがあるからである。したがって、表示は、客観的意味に従って理解されるべきであり、また、客観的意味は通常人であれば理解することができるはずであるから、表示の意味を誤解した者は不利益な結果を負担させられてもやむを得ないとする。この立場は、このように考える。一

方、入札における記載については、関係調達機関と入札者とは対等であるとはいえないため、民法の意思表示の解釈理論によるのではなく、解釈するに当たって苦情申立人に対して疑義の照会を行う必要があったのではないかとの意見も出された。

当委員会は審議を尽くし、結論において本件申立てに係る苦情は認められないとする点では全員が一致したが、その理由については、次のとおり意見が分かれた。一つは、苦情申立人の前記対応可否の回答及び提案の意味内容についての関係調達機関の主張を是とするもので、もう一つは、要求仕様に対応することが可能であることを根拠付ける仕様の記載の有無は真偽不明で、関係調達機関としては苦情申立人に対して疑義の照会を行う必要があったが、これがされないまま苦情申立人は結局要求仕様に対応することが可能であることを根拠付ける仕様の記載をしたことを証明することができなかつたとするものである。前者が過半数の意見であったものの、後者を力説する意見もあった。この点に関する多数意見の認定は、次のとおりである。

ア 入札説明書別紙1及び病院情報管理システム総合評価基準による関係調達機関の指示と苦情申立人の対応

- (a) 入札説明書別紙1の「2 総合評価のための書類」の「(1) 入札機器の技術的仕様書」の項は、競争加入者等は、総合評価のための書類として提出すべき入札機器の技術仕様書の記載について、「技術仕様書は別冊の仕様書に示す技術的要件及び総合評価基準に示す申込みに係る性能等を数値又は具体的な表現で記載すること」との指示をし、「『Ⅱ. 調達物件に備えるべき要件』すべてについて、本学の仕様を左側、提案する仕様

を右側とした対比表形式のものとする。」との指示をしており、後者の指示は四角形で囲んで示していた。また、病院情報管理システム総合評価基準は、『仕様書』に記載する性能等の要求要件（以下『技術的要件』という。）を満たしているか否かの判定及び『評価基準』に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。」としていた。

- (b) 上記各指示に関し、苦情申立人は、「調達機関の仕様を左側、応札者が提案する仕様を右側とした対比表形式とすることを除き具体的な様式が指定されていないところ、申立人は、提出した入札内容において、要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載のみならず、要求仕様と異なる提案内容を記載することも想定して『弊社応札仕様』欄を設けたものである」と説明しており（「病院情報管理システム一式の政府調達に関する報告書」に対する意見2頁）、「弊社応札仕様」欄に要求仕様と異なる提案内容を記載するだけでなく、要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載も必要であることを自認している。実際、苦情申立人の総合評価のための書類として提出した入札機器の技術仕様書（表）の「61. 部門システム（ハードウェア）61-1-8 テスト用デスクトップ端末 61-1-8-1」の項目以外の項目を見ると、例えば、「61. 2放射線部門業務システム 61-2-1 データベースサーバ 61-2-1-1」の項目についての「要求仕様」欄の「データベースサーバを1台準備すること。」に対する「弊社応札仕様」欄には「データベースサーバを1台準備致します。」と、「61. 2-

3 管理者端末 61-2-3-1」の項目についての「要求仕様」欄の「管理者端末はデスクトップPCで2台導入すること。」に対する「弊社応札仕様」欄には「管理者端末はデスクトップPCで2台導入致します。」と記載されており、要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載が現にされている。

これに対し、「61. 部門システム (ハードウェア) 61-1-8 テスト用デスクトップ端末 61-1-8-1」の項目の「弊社応札仕様」欄には前記の記載があるにとどまり、要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載はない。

イ 苦情申立人の上記指示についての認識と当該項目についての表の記載

(a) 上記アに基づいて考えれば、次のとおり推認される。

苦情申立人は、入札説明書別紙1の上記各指示がされていることにより、「要求仕様」欄の右側に欄を設けて要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様を、数値又は具体的な表現で記載する必要があることを認識したが、「対応可否」欄を設けてこれに「○」を付けることによって要求仕様に対応することが可能であることを示すこととするとともに、「弊社応札仕様」欄に要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載のみならず、要求仕様と異なる提案内容を記載することとした。しかし、当該項目については、「対応可否」欄に「○」を付け、「弊社応札仕様」欄には「デスクトップPCで1台導入致します。

(中略) 1台でのご提案と致します。」と要求仕様と異なる提案内容を記載したが、要求仕様に対応すること

が可能であることを根拠づける仕様の記載をしなかった。これは、苦情申立人が、当該項目については「対応可否」欄に「○」を付けることにより、要求仕様をそのまま受け入れることを表示したことになり、関係調達機関もそのとおりに受け取るものと決め込んでいたためであったと考えられる。

- (b) 当該項目についての「弊社応札仕様」欄には、例えば、「テスト用端末はデスクトップPCで2台導入致します。そのうえで、あくまでも選択の幅を広げるための追加提案ですが、この台数を増減することは可能であり、例えば、コストダウンを重視するならばデスクトップPC1台としても対応可能であることを申し添えます。」などと要求仕様と異なる提案以外にデスクトップPC2台の要求仕様を受け入れる趣旨の記載をすることが可能であったし、また、冒頭に表の読み方の注意書きを設けて、例えば、『対応可否』欄に『○』の記載がされている場合は、要求仕様をそのまま受け入れることを表示する趣旨ですから、この場合において「弊社応札仕様」欄に要求仕様と異なる提案内容が記載されているときに、要求仕様を拒絶する趣旨であると誤解しないようご注意ください。」と記載するなど、「対応可否」欄に「○」を付けた意義を強調する措置を採ることも可能であったと考えられるが、苦情申立人は、このような措置を格別採らなかった。その結果、「弊社応札仕様」欄の記載だけを見ると、あたかも「デスクトップPC1台」を提案しており、要求仕様と異なる提案をしているかのような観を呈することとなった。

ウ 関係調達機関による当該項目についての表の記載の意味
内容の解釈

上記ア及びイに基づいて考えれば、次のとおり推認される。

関係調達機関の審査担当者（技術審査職員）は、入札説明書別紙1において前記各指示がされていることを踏まえ、苦情申立人が前記各指示に従って総合評価のための入札機器の技術仕様書として当該項目に係るものを含む表を作成して提出したものと考えて表の当該項目についての記載を読み（実際、苦情申立人の前記の主張から読み取れるように、その担当者は、要求仕様と異なる提案内容のほか、表の対比表形式の欄として設ける「弊社応札仕様」欄に要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載が必要であることを認識していたのであるから、関係調達機関の審査担当者が上記のように考えたことは、苦情申立人の担当者の認識との間に食い違いはなかった。）、前記各指示に従って左側の要求仕様に対して右側の「弊社応札仕様」欄に提案する仕様が数値をもって記載されたものと受け止め、同欄に要求仕様どおりデスクトップPC 2台を受け入れて提案する旨の記載がなかったことから、苦情申立人の提案する仕様は「弊社応札仕様」欄記載の「デスクトップPC 1台（「デスクトップPCで1台導入致します。（中略）1台でのご提案と致します。」）」であり、「対応可否」欄にはこのとおり提案する仕様で要求仕様に対応することができるという意味で「○」が記載されたものと理解し、この理解を前提に、これでは当該項目についての要求仕様を満たしていないと判断して不合格とした。関係調達機関は、この技術審査の結果に基づいて苦情申立人の入札を失格処分とした。

関係調達機関は、予定価格を算出するために参考見積書

の提出を求めたが、技術的要件の当該項目についての提案が要求仕様を満たすかどうかの判断は、総合評価のための書類のうち表の記載によって行うこととしていた。苦情申立人は、入札書とともに総合評価のための書類の表に前記のとおり記載して関係調達機関に提出した当時、総合評価のための入札機器の技術仕様書として同表を提出し、同表に要求仕様を記載し、その可否についての結論を記載するのが「対応可否」欄であると位置付け、当該項目についても、この欄に「○」を付けた以上、要求仕様であるデスクトップPCで2台導入することを受け入れたことを表示したと考えており、関係調達機関もこの表示の意味を苦情申立人の真意どおりに認識するものと考えていたのであって、同表の上記記載だけでなく参考見積書の記載も合わせて見てもらわなければ苦情申立人の真意が伝わらないという認識ではなかった。このように、苦情申立人が入札をした当時は苦情申立人も関係調達機関も、いずれも同表の上記記載で要求仕様に対する回答がされたものと考え、これを前提として行動していた。

エ 当該項目の記載について一般社会において普通に理解される内容

上記アからウまでの事実のほか、次のとおり指摘することができる。

苦情申立人が技術仕様書において要求仕様と異なる提案内容を「弊社応札仕様」欄に記載した例として援用するもの（技術仕様回答書「A. 包括要件」1-1-3については「診療科に3桁以上のコード(数字または英数字)を付番し、300件以上登録できること」との要求仕様に対し、「弊社応札仕様」の欄に「診療科に3桁以上のコード(数字または英数字)

を付番する機能を有しております。診療科件数が多いことによる操作性の煩雑さの解消のため、一部診療科統合をご提案致します」と回答しており、300件以上という数値こそ挙げていないものの、上記の文章からこれを含めて要求仕様に対応することが可能であることを読み取れる。)を含め、技術仕様回答書の他の項目について「弊社応札仕様」欄に記載した内容は、いずれも要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載もされていることが読み取れるものである。これに対し、当該項目についての「弊社応札仕様」欄の記載内容だけが、それだけでは要求仕様のデスクトップPC2台に対応することが可能であることを読み取れないものである。

これらを踏まえて当該項目についての「弊社応札仕様」欄の記載内容と、他の項目についての同欄の記載内容、例えば、「61. 2-3 管理者端末 61-2-3-1」の項目についての「弊社応札仕様」欄に要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載がされていたこととを比較対照すれば、「弊社応札仕様」欄に要求仕様に対応することが可能であることを根拠づける仕様の記載が必要であるにもかかわらず、当該項目についての「弊社応札仕様」欄の記載からは要求仕様のデスクトップPC2台に対応することが可能であることを読み取れず、要求仕様に対してデスクトップPC1台の提案で回答したものと読めるため、「対応可否」欄の「○」もデスクトップPC1台の提案でも要求仕様の趣旨目的を達成することができるという意味にとどまると考えることは、上記認定事実の下においては一般社会において普通に理解される内容であるということが出来る。

したがって、関係調達機関がこれと同様の認識の下に当該項目について苦情申立人から要求仕様を満たさない提案

がされたものと認識して判断したことは、一般社会において普通に理解される内容と特に相違はないものと認められる。

これに対し、苦情申立人は前記のとおり主張するが、上記認定事実に照らし、いずれも採用することができない。

この多数意見によれば、争点1についての苦情申立人の主張を採用することができないことは明らかである。

この多数意見の認定に対し、入札説明書別紙1の前記指示以外は書式を自由として技術仕様書を作成、提出させているのであるから、関係調達機関としてはある程度誠実に読む努力があつてしかるべきであり、苦情申立人に疑義照会すべきであったことを指摘する意見もあつた。

いずれにしても、「対応可否」欄の「○」の回答及び「弊社応札仕様」欄に記載した提案は要求仕様を受け入れる旨の苦情申立人の真意を疑問の余地なく一義的に明確に表示するものであるとは認められないとする限度では全員の意見が一致した。そのうえで、多数意見は、関係調達機関が当該項目についての要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕様」欄に記載した提案が要求仕様を満たさないとしてこれを不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とした措置は、本件調達から根拠なく苦情申立人を排除するものであるとはいえず、改正協定に違反しているとまではいえないと結論付けた。また、要求仕様に対応することが可能であることを根拠付ける仕様の記載の有無は真偽不明で関係調達機関としては苦情申立人に対して疑義の照会を行う必要があつたとする意見も、これがされないまま苦情申立人は結局上記の記載をしたことを証明することができなかつたとして、要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕

様」欄に記載した提案が要求仕様を満たさないとしてこれを不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とした措置は、改正協定に違反しているとまではいえないとするものであって、結論において多数意見と一致した。

審議を通じて、当該項目についての要求仕様に対する苦情申立人の「対応可否」欄の「○」の回答と「弊社応札仕様」欄に記載した提案は、苦情申立人が自らの責任において行ったものであるが、当該項目の要求仕様について入札説明書のIの4の(4)の①本文に基づき説明を求めることをしていなかったことが確認された。また、総合評価のための書類の表において「対応可否」欄の「対応可否」という文言で足りると考えたものと思われ、同欄の「○」の回答が持つ意義を強調する措置を採っていなかったことも確認された。さらに、苦情申立人は、「弊社応札仕様」欄の記載を、前記のように、提案の趣旨をより明確に表現することが可能であったと考えられることを指摘することができる。このように、苦情申立人は、当該項目について要求仕様を受け入れるとの真意を表示するには、「対応可否」欄で「対応可否」という文言を用いた以上同欄に「○」を付けることで足りると考えたものと思われ、他に、その真意を疑問の余地なく一義的に明確に表示して直截的に目的を達成するために適切な措置を採ることが可能であったにもかかわらず、必ずしもこれを十分に行わなかったのであり、その結果、「対応可否」欄の「○」の回答及び「弊社応札仕様」欄に記載した提案は、一見矛盾するものと解される余地、あるいは入札説明書別紙1が指示する対比表形式に沿って左側の要求仕様に対して右側に提案する仕様が記載されたものと受け止められて「弊社応札仕様」欄に記載された提案に重点を置いて読まれてしまい、「対応可否」欄の「○」の回答の意義が相対

的に低下ないし変質してしまう余地を生じさせるものとなった。その結果、前記のとおり、「対応可否」欄の「○」の回答及び「弊社応札仕様」欄に記載した提案が要求仕様を受け入れる旨の苦情申立人の真意を疑問の余地なく一義的に明確に表示するものであるとは認められないとする限度では全員の意見が一致し、苦情申立人の提案が要求仕様を満たさないとしてこれを不採用とし、苦情申立人の入札を失格処分とした措置が、改正協定に違反しているとまではいえないとする結論においては全員の意見が一致したのであり、苦情申立人は、関係調達機関の読み方が委員会に基本的に支持されたことを受け止める必要がある。他方、関係調達機関としても、入札説明書の記載だけでなく、入札に先立ち、「テスト用端末はデスクトップPCで2台導入すること」を求めた趣旨についてより明確な説明を行ってしかるべきであったといえるのであり、この点は異論がなかった。

以上によれば、苦情申立人が当該項目に係る表の「要求仕様」欄、「対応可否」欄及び「弊社応札仕様」欄にそれぞれ前記のとおり記載した行為の意味内容について関係調達機関が行った解釈は、客観的な解釈と符合し（当委員会の多数意見）、また、前記の限度及び結論において全員の意見が一致した以上、争点1についての苦情申立人の主張を採用することはできない。

- (2) 争点2「関係調達機関が、苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とするに当たって、苦情申立人に疑義照会を行わなかったこと」について

上記(1)によれば、争点2についての苦情申立人の主張もその前提を欠き、採用することができない。

- (3) 争点3「関係調達機関が、要求仕様項目数及び金額規模からしてもわずかな部分を理由として苦情申立人の技術仕様書の提案を不採用とし、入札を失格処分としたこと」について
- 争点3については、苦情申立人の主張の実質は、苦情申立人の入札が調達手続における要求仕様項目の1つだけを満たさないことを理由に不採用とすることは妥当性を欠くというにすぎず、改正協定の具体的な条項を挙げてその違反を主張するものとはいえない。改正協定第18条第1項前段は、「供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。」と規定し、「(a) この協定の違反」を掲げており、本件についての当委員会の審査の対象は同項前段(a)に限られる。

4 結論

苦情は、その全部が認められない。調達の手続は改正協定等の規定に違反して行われたものとはいえない。

5 付言

当委員会の結論は以上のとおりであるが、本件の事案及び審議経過に鑑み、審議を通じて明らかとなった改善が望まれる点を指摘し、今後改正協定第10条(技術仕様及び入札説明書)等を踏まえて適切な運用が行われるように提言することとした。

- (1) 改正協定は、技術仕様書について調達機関に完全な決定裁量を与えておらず、むしろ、必要以上に障壁とならないようにする配慮義務を求めているとする意見が出された。この意見は、次のとおり指摘する。改正協定第10条第1項は、技術仕様を「国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして」立案、制定、

適用することを禁止する。本件において、テスト用端末PC 2台を要求することが「不必要な障害」に該当する場合（1台でも同じ機能が発揮できるにもかかわらず2台を要求する場合には、2台を要求すること自体が改正協定に違反する可能性もある。

(2) また、この立場は、改正協定第15条第4項の「基本的要件」に関し、本来的には「必須要件」や「重要な要件」と訳されてよい語が用いられていることから、PC 2台が「重要な要件」に該当するのであればPC 1台の提案はこれに適合しないとして否定することが認められるが、そうでなければ必ずしも適合しないとはいえないから、PC 2台の要求がどの程度重要かが検討される必要があり、それにはシステム運営等に明るい技術的専門家からの知見が必要であるとし、調達機関が要求仕様とするPC 2台が「重要な要件」であり、それに適合することを求めることが「不必要な障害」でないことを、調達機関が示すことが本来的には求められていると指摘する。PC 2台が「重要な要件」でない場合には、改正協定第10条第3項所定の場合に該当し、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきであるとする規律を受けることになる旨を指摘する意見もあった。

(3) 平成25年7月19日付け「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」の「第2 総合評価に関する手引き」のIIは「2. 技術的要件は、調達上の必要性・重要性に基づき、意見招請手続等を通じて得られた資料及び意見等を参考としつつ、適切に設定するものとする。3. 必須の要

求要件については、調達機関が実際に必要とする必要最低限の内容に限るものとする。」としている。関係調達機関は、仕様書において要求仕様を定めるに当たっては、上記ガイドラインを踏まえるほか、前記（１）及び（２）の指摘がされていることを考慮し、専門技術的知見を踏まえて要求仕様を決定することとするのみならず、当該要求仕様を決定した趣旨について、入札説明書の記載だけでなく、入札に先立ちより明確な説明を行うなど、適切な措置を採ることが望まれるといえよう。

令和5年12月22日

政府調達苦情検討委員会

委員長 高 世 三 郎

委員長代理 池 田 綾 子

委員 青 井 裕美子

委員 関 根 豪 政

委員 寺 田 麻 佑

委員 山 本 泉

委員 渡 邊 頼 純

令和5年度における特定調達契約の実績(北海道)

資料3-1

1 特定調達契約を所管する本庁等の数(令和5年(2023年)4月1日現在)

部局等の区分	力所数
本庁	1
企業局	1
道立病院局	1
警察本部	1
教育庁	1
総合振興局及び振興局	14
方面本部	4
教育局	14
その他	44
計	81力所

2 物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額

(上段:件数 下段:金額)

項目	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	計
物品等	403 (232) 件 13,786,901,417 円	0 (0) 件 0 円	14 (6) 件 1,616,827,133 円	417 (238) 件 15,403,728,550 円
特定役務(建設工事)	3 (0) 件 8,490,775,370 円	0 (0) 件 0 円	0 (0) 件 0 円	3 (0) 件 8,490,775,370 円
特定役務(その他)	39 (7) 件 2,390,045,349 円	0 (0) 件 0 円	26 (10) 件 4,222,346,959 円	65 (17) 件 6,612,392,308 円
合計	445 (239) 件 (92%) 24,667,722,136 円 (81%)	0 (0) 件 (0%) 0 円 (0%)	40 (16) 件 (8%) 5,839,174,092 円 (19%)	485 (255) 件 (100%) 30,506,896,228 円 (100%)

注 件数中の()内は、単価契約の件数で内数である。

3 物品等・特定役務の項目別の主な契約

項目	物品等又は特定役務の名称	落札金額	契約方法
物品等	北海道警察運転者管理システム機器の賃貸借	1,331,577,060 円	随意契約
	自走式リール巻散水機	616,000,000 円	一般競争入札
特定役務(建設工事)	苫小牧地区工業用水道配水施設建設事業(第1工区～第3工区)	8,490,775,370 円	一般競争入札
特定役務(その他)	財務会計トータルシステム業務処理委託	1,386,000,000 円	随意契約
	行政情報ネットワーク強靱化設備提供業務	488,400,000 円	一般競争入札

4 随意契約の理由別内訳

随意契約の理由	適用規定	件数
代替させることができない物品等・特定役務、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術により供給者が特定されるとき	特例政令第11条第1項第1号	17
供給者の変更により、既契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき	特例政令第11条第1項第2号	3
緊急の必要により競争入札に付することができないとき	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	5
入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	15
計		40

令和5年度における調達契約の実績
(北海道公立大学法人 札幌医科大学)

1 物品等・特定役務及び契約方法の区別件数及び金額

(上段:件数 下段:金額)

項目	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	計
物品等	62 (55) 件 5,931,709,309 円	0 (0) 件 0 円	1 (0) 件 261,379,800 円	63 (55) 件 6,193,089,109 円
特定役務(その他)	1 (0) 件 75,042,000 円	0 (0) 件 0 円	1 (0) 件 158,075,643 円	2 (0) 件 233,117,643 円
合計	63 (55) 件 (96.9%) 6,006,751,309 円 (93.5%)	0 (0) 件 (0%) 0 円 (0%)	2 (0) 件 (3.1%) 419,455,443 円 (6.5%)	65 (55) 件 (100%) 6,426,206,752 円 (100%)

注 件数中の()内は、単価契約の件数で内数である。

2 物品等・特定役務の項目別の主な契約

項目	物品等又は特定役務の名称	落札金額	契約方法
物品等	北海道公立大学法人札幌医科大学施設及び附属病院施設で使用する電力	674,594,794 円	一般競争入札
	キイトルーダ点滴静注100mg4mL	475,968,893 円	一般競争入札
	キムリア点滴静注	391,773,122 円	一般競争入札
特定役務(その他)	札幌医科大学附属病院医療情報統合システム更新に係るコンサルティング委託業務	158,075,643 円	随意契約
	札幌医科大学保健医療学研究棟等清掃業務	75,042,000 円	一般競争入札

3 随意契約の理由別内訳

随意契約の理由	適用規定	件数
代替させることができない物品等・特定役務、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術により供給者が特定されるとき	特例政令第11条第1項第1号	2
計		2

令和5年度における調達契約の実績
 (地方独立行政法人 北海道立総合研究機構)

1 物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額

項 目	(上段:件数 下段:金額)			計
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	
物 品 等	1 (1) 件 489,060,449 円	0 (0) 件 0 円	0 (0) 件 0 円	1 (1) 件 489,060,449 円
合 計	1 (1) 件 (100%) 489,060,449 円 (100%)	0 (0) 件 (0%) 0 円 (0%)	0 (0) 件 (0%) 0 円 (0%)	1 (1) 件 (100%) 489,060,449 円 (100%)

注 件数中の()内は、単価契約の件数で内数である。

2 物品等・特定役務の項目別の主な契約

項 目	物品等又は特定役務の名称	落札金額	契約方法
物 品 等	庁舎等で使用する電力	489,060,449 円	一般競争入札